

住宅等の整備・利活用等に係る支援（内容更新）

【令和6年度】
令和6年4月25日掲載

区分	事業名	事業概要	事業実施主体	対象		担当（関係）課所室				URL
				事業対象者	対象物件など	部	課	係	問合せ先	
耐震診断、耐震改修										
	改修工事を行った住宅の固定資産税の減額制度（耐震改修）	一定の要件を満たす耐震改修工事について、工事完了後3月以内の申告に基づき1年度分の固定資産税額を減額する。	下関市	住宅の所有者	住宅の耐震改修	財政部	資産税課	家屋係	083-231-1473	https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/17/1350.html
	木造住宅無料耐震診断員派遣事業	診断員を派遣し、一般診断法による耐震診断を無料で行う。	下関市	木造住宅の所有者	所有者が居住している木造一戸建て住宅の耐震診断	都市整備部	建築指導課	審査係	083-231-1380	https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/77/2582.html
	住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助する。	下関市	住宅の所有者	木造一戸建て住宅の耐震改修	都市整備部	建築指導課	審査係	083-231-1380	https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/77/2585.html
	建築物耐震化促進事業	多数利用建築物、マンションに係る耐震診断や、特定の建築物に係る耐震診断・改修に係る費用の一部を補助する。	下関市 国	建築物の所有者	多数利用建築物、マンション等の耐震診断・改修	都市整備部	建築指導課	審査係	083-231-1380	https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/77/2584.html